

議 会 資 料	議案第 81 号
税 務 課	

志摩市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第1条第1号イで定める期間が、令和9年3月31日まで延長されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

2. 改正する条例の要点

○志摩市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例第2条第1項に定める「法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）第1条第1号イで定める期間」に改正します。

3. 改正による効果

本条例改正により、上記省令の改正があれば、本条例の改正手続きを経ることなく、自動的に期限が変更されることになります。

志摩市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(令和3年志摩市条例第33号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(課税免除) 第2条 市長は、<u>法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)</u>から令和6年3月31日 までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。))が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。)をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得	(課税免除) 第2条 市長は、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和3年総務省令第31号)第1条第1号イで定める期間</u>までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。))が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。)をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得

の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税免除をする。

(1)・(2) (略)

の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税免除をする。

(1)・(2) (略)